

郵政民営化委員会（第94回）議事録

- 1 日時：平成24年12月14日（金）9：55～10：30
- 2 場所：郵政民営化委員会室（永田町合同庁舎3階）
- 3 委員：西室委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員
- 4 議事：
 - (1) 株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について
 - ・日本郵政グループ
 - (2) その他

○西室委員長

ただ今から「郵政民営化委員会」の第94回を開催させていただきます。

本日は、委員5名全員の出席をいただいております。

それでは、お手元の議事次第に従って、議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日の議題は、ゆうちょ銀行の新規業務の認可申請について、日本郵政グループからの御説明をいただいた上で、質疑応答を行いたいと思っております。

10分程度でよろしく願いいたします。

○坂副社長（日本郵政株式会社）

それでは、ゆうちょ銀行の米澤副社長から御説明をさせていただきます。

○米澤副社長

お手元の資料をお開き願いたいと存じます。これまでの御議論の中で幾つか問題があった点について付言をさせていただきたいと思っております。

1ページ目を御覧いただきたいと存じます。いささかテクニカルな話でございますけれども、住宅ローンの信用コストについて、そのデータ、あるいはその計算についてどうだという問題でございます。

信用コストにつきましては、デフォルト率（PD：貸倒れ率）と、デフォルト時の損失率（LGD：デフォルトしたときにどれだけ損失が発生するかといったもの）の掛け算で出てくるわけでございますけれども、これの実績率の平均をベースにして保守的な調整を加えた上で算出をしております。この実績率については、我々の媒介業務4年間の実績を使っておりますので、日本全国を一応カバーしたデータとなっているということでございます。もちろん、今、スルガ銀行の使っているモデルについても十分に参考にした上でしていきたいと思っております。

また、現在の保証料率で、デフォルト率の経年変化想定をカバーできる見込

みでございます。

こういったPDあるいはLGD等といった重要な指標については、保証会社のみならず、ゆうちょ銀行においてもモニタリングを行っていきたいと考えているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。貸出しの金利について、ダンピングの懸念があるのではないかと考えてございます。

これについては、これまでも御説明申し上げましたけれども、市場金利、貸付けに係る経費率、そして信用コスト等を確保する金利水準を設定いたしまして、それを下限として金利を設定したいと考えてございます。これについては、いわゆる優遇金利を設定する場合においても同様の考え方で行うということでございます。

信用コストについては、当然のことながら、セグメント商品・基本プランの別に信用コストを算出して設定したいと考えてございます。

また、この金利につきましては、その結果について郵政民営化委員会にも御報告申し上げたいと考えているところでございます。

次のページを御覧いただきたいと存じます。「債権管理態勢」についてでございます。

これは前回御指摘があった点でございますけれども、ローン取扱集中店に債権管理担当班を設置して対応したいと思っております。これにつきましては外部の経験者等を4人ほど配置して、お客様からの支払い相談、カウンセリングを実施して、必要に応じて返済条件緩和措置等の金融円滑化対応を行いたい。延滞が発生した場合も同様に、丁寧に対応したいと考えております。

また、ローン取扱営業店においてもお客様の御相談に真摯に応じつつ、必要に応じてローン取扱集中店を御案内したいと考えております。

さらに延滞が継続した場合には、督促などを行いまして、債権の保全を図りたいと考えております。

次のページを御覧いただきたいと存じます。法人向けの貸付業務について、シンジケート・ローンで得られるノウハウと、そうでないノウハウでございます。

既存のシンジケート・ローンや貸出債権のセカンダリ取得における業務でありましても、十分な審査を行わなければならないのは当然でございます。金融検査マニュアル等においても、シンジケート・ローンの参加者は借入人の実態を適切に把握し融資判断を行うことが要請されているところでございます。

シンジケート・ローンと直接の相対貸付けの違いは、この黄色のところでございます。法人のお客様との間の接点、このところがシンジケート・ローンでは得られない点でございますので、こういったところについては銀行の経験者

等の採用によりまして補っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西室委員長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

どうぞ。

○老川委員

御説明ありがとうございました。

1ページの「住宅ローンの信用コスト管理について」の部分ですが、この計算の仕方はこういうふうに出す。これは分かりましたが、その結果はいわゆる民間の同じような住宅ローンの信用コストと比べて大分開きがあるとか、そういうことがあるのかどうか。

○米澤副社長

デフォルト率でございますけれども、年によって若干の変動はございますが、基本的には我々のセグメント型のものについては、恐らく若干高目になるということでございます。他の銀行のところも割と若干の上下がございますので、確定的に申し上げるのはなかなか難しいのですけれども、傾向としては我々の方のものが高目になるということでございます。それはいわゆる普通の大企業向けのサラリーマンの方にお貸しするのと違った商品性でございますので、その分、信用コストが高くなる。したがって、我々の貸出金利は若干高目になる、そういうことでございます。

○老川委員

分かりました。

○西室委員長

他にございますでしょうか。

米澤委員、どうぞ。

○米澤委員長代理

普通の民間金融機関ですと中小企業向けに一定比率貸さないといけないというのは、中小企業金融円滑化法という縛りがございますね。そういうものがありますし、今後、また色々政治的に中小企業は支援していかなくてはならないということが出てくると、そのところで一定比率貸さないといけないとかというものも出てくる可能性があると思うのです。

ですので、中小企業向け融資を仮にスタート時点では余り行わないということになるかもしれませんが、その後、半分は規制みたいなことで必要と

なることもあるかと思いますので、そこら辺はやはり、いつでも必要があればそういうところに対応できるようにはしておいていただきたいと思っています。スタート時点は色々御判断があるかと思いますが、そういうニーズに対しては、必要があれば出ていける体制をとっておいていただければと思っています。

以上です。

○西室委員長

清原委員、どうぞ。

○清原委員

御説明ありがとうございます。

中小企業向け融資について、他の地域型の金融機関の御意見などを伺っておりますと、実は、ゆうちょ銀行は、今まで余り十分融資ができていないところに融資をされるということで、余り競合しないという認識でこのサービスを提案していただいているのですが、一方で地域型の金融機関の皆様にとっては、それなりに競争に対して不安感もお持ちです。審査を適切にされていくために、住宅ローンとも関連するのですが、ゆうちょ銀行でリスクを避けて適正な貸出し、融資をできるために、人材の体制について、新規採用であるとか、あるいは徹底的な研修であるとか、つまりスクリーニングをする際にも、ヒアリングをする際にも、判断力というものが問われますので、そのような人材について、どのように体制を組まれる計画をお持ちなのかを再確認させていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○米澤副社長

中小企業向け融資は大変難しい。多様なお客様がいらっしゃって、リスクもまた一様ではないという、非常に難しくございます。

先ほども申し上げましたけれども、まず一番、リスクを抑えるということを行いますと、この1,000万円という上限で金額を小さく絞るということに対応しております。そして体制のところについて言いますと、審査室においては金融機関の出身者も既に採用しております。審査室のトップとナンバーツーは金融機関でしていた人間でございます。また、リスク管理統括部等においても金融機関の出身者を採用しておりますので、そうした外部からの人材の採用ということも積極的にしているところでございます。

○清原委員

ありがとうございました。

○西室委員長

ありがとうございました。

それでは、どうぞ。

○三村委員

全体として説明性を高めていただいたということに関して評価したいと思います。

そのことを踏まえて、コメントといいますか、指摘になるかもしれないのですけれども、今回、お客様という言葉が何度も出てきて、これは非常に大事な概念だと申し上げました。それは、今までのゆうちょ銀行は、例えば私たちにとりましては貯金をするところであり、明らかにお客様という立場であったのだと思います。ところが初めて、住宅ローンという形で、ゆうちょ銀行との間で利害関係が生まれるということでもあります。今まではゆうちょ銀行側にとってリスクをできるだけ抑えるとか、ゆうちょ銀行側ができるだけ損失を出さないようにというところでチェックをしてきたということであるわけですが、今回初めて、お客様との間でトラブルとか色々な摩擦が出る可能性の次元に入るという感じがいたしました。

それは、債権管理態勢とかというところに出てきて、販売体制と債権管理態勢に丁寧にとか真摯にという言葉を使っていらっしゃいます。これは非常に大事だと思っているのですが、それを現場で具体的にきちんとさせるためには、専門的な人材の配置と経験が必要ということです。これから経験を踏まえてということになると思うのですけれども、出発点が大事で、ゆうちょ銀行は一般的に親切であるにとらえられてきました。そこで初めて親切ではない現場を見せなければいけない。時には厳しく債権回収をしなければいけない。やはり借りている側が弱い立場になりますので、そこに初めてゆうちょ銀行は冷たいとか、きついとか、厳しいというところが出てくると思います。

先ほどの管理態勢からしますと、私は3ページの外部経験者というところが非常に大事だろうと思います。債権管理業務を経験された方ということですが、ゆうちょ銀行からローンを借りるという、完全な1対1の関係になる場合における摩擦に対応をする経験者とは違ってまいりますので、その辺り、これからどのように考えていらっしゃるのか。

それから、小さな事例であったとしても悪い形でそれが伝わるということがあり得ますので、やはり社内的規範とか、あるいはコンプライアンス体制をどのように作るのかということについて、お伺いしたいと思います。

○米澤副社長

先ほど3ページのところでもお話し申し上げましたけれども、まさに委員おっしゃるとおり、ゆうちょ銀行あるいは郵便局でなかなかサービスを断られるということは今まで余りなかったと思います。基本的にはユニバーサルサービスでございますので、預金をお断りするということ、今は若干の色々な風潮があり

ますので、お断りする例があることはありますけれども、基本的には全てお客様のニーズにお応えするというのが基本でございます。ところが貸出しというところにつきますと、それでお断りをしなければいけないという局面は当然出てまいります。それはまさに委員おっしゃるとおりで、ここが一つ、我々の企業文化のところでも大きく変わってくるころであろうと思っております。

したがって、特に最初のところが肝心とおっしゃられた御指摘はまさにそのとおりだと思いますので、この外部でのどういうことが行われているかということについて、そういう経験者から学んだり、それから、実際に82店舗で行っているところについて、しっかりと研修を行って、そういう小さな事例が我々のイメージを大きく傷付けることのないように、しっかりと教育研修等をしていきたいと思っております。

○西室委員長

どうぞ。

○老川委員

今の問題をさらにもう一步広げて、ゆうちょ銀行だけの話ではなくて、郵便事業も含めた日本郵政グループ全体の問題として一言お願いをしておきたいと思うのです。

時々、不祥事件、事務上の過誤だけでなく、明らかに犯罪と思われるような金品の間違い、事故、こういうものが起きていて、これは全体としては減っているのかもしれませんが、今回の法改正によって、預金の預入れとか、あるいは郵便配達の人がお金の扱いを利用者の依頼で担当するということがユニバーサルサービスとして新たに出てきたわけなので、そういうことからすると、やはりそういう不祥事件があると郵政事業そのものの信頼性を大きく損なう危険があると思います。

やはり信頼性というものは企業の一つの価値、ブランド価値でもありますので、そこで勝負するというのもこれから必要になってくると思いますので、そういう意味で、今までも色々努力はされていると思うのですが、そういう事故あるいは事件の未然防止に、今まで以上に、よりきめの細かい対策を、御努力をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○坂副社長

ゆうちょ銀行だけではなくて、おっしゃるように、かんぽ生命保険の件もありますし、それから、郵便の方でも同じ問題も色々出ています。あるいは郵便局で色々なことが起きているということなのでございますが、御承知のように、貯金の方につきましては、3年ほど前に大きな事件が発覚いたしました。金額が余りに大きいものが発覚したわけですが、金額が大きくなってしまふのは長いこと気が付かなかったからです。私どもの仕事というのは割と小さいお金の

出し入れでございますから、短期間ですとそんなに大きい金額にはなりにくいのですけれども、期間が長いと大きくなってしまふということなのです。

この3年間、色々金融庁からも御指導いただきまして、内部でも相当色々な研究をいたしまして、少しずつ効果は上がっています。ただ、まだまだやらなければならないことはたくさんあると思っております、おっしゃるように、いずれにしましても、そういう事件が不幸にして何か起きてしまったときは、とにかくお客様には御迷惑はお掛けしないということを最優先で、その次が、とにかく起きないようにどういうふうにしていくのかということを一先懸念考えております。

一つのやり方を、手口について対策をとって潰すと、また別の手口になったりする。それをまた一先懸念潰すというように、かんぽ生命保険はなっていますけれども、それはそれで、我々もある程度は実情を知ってございまして、相当、頭を悩ませているものですから、御指摘のとおりだと思います。

○西室委員長

他によろしゅうございますか。

それでは、何度も色々お願いをいたしまして恐縮でございましたけれども、できればこれで今回の申請の審議についてヒアリングは終わりにしたいと思っておりますが、最後に何か一言ございますか。

○坂副社長

私ども、やはり民営化というものは色々なことをすることだと思っておりますし、さらに、大分前に御審議いただきましたように、上場の準備を進めたいと思っております。その上場準備というものは、今、老川委員が御指摘になったような点も含めて、会社を良くしていくことがまず重要な要素だと思っております。

是非よろしく願いいたします。

○西室委員長

どうもありがとうございました。

(日本郵政及びゆうちょ銀行退室)

○西室委員長

以上で、本日の議題は終了でございますけれども、委員の皆様、何かございませんようでしたら、事務局からは何かございますでしょうか。

○後藤事務局次長

特にございません。

○西室委員長

それでは、以上をもちまして、第94回「郵政民営化委員会」を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、この後、委員長記者会見を行うことにいたしますのでよろしくお願いたします。